



～ 保険税(料)の納付方法 ～

国民健康保険(以下、国保)の保険税、後期高齢者医療の保険料の納付方法は、「特別徴収」と「普通徴収」の2通りがあります。

保険税(料)は、年ごとに所得や世帯構成によって決まり、所得の変化、世帯構成の異動などで保険税(料)が増減した場合、昨年と徴収方法が変わることがあります。

■ 国保 保険税

世帯構成	徴収方法	納付方法	条 件
国保加入者全員が 65歳以上75歳未 満の世帯	特別徴収	年金天引き	以下の条件を満たしている時 <ul style="list-style-type: none"> ● 世帯主が国保に加入し、世帯主の年金が年18万円以上 ● 特別徴収されている介護保険料と住民税と国保税の合計が年金の1/2を超えない場合 ● 本年2月に特別徴収されている方
	普通徴収	① 納付書 ② 口座振替	● 特別徴収にならない場合
その他の世帯	普通徴収	① 納付書 ② 口座振替	

■ 後期高齢者医療 保険料

年 齢	徴収方法	納付方法	条 件
76歳以上の方	特別徴収	年金天引き	● 特別徴収されている介護保険料と住民税と後期保険料の合計が年金の1/2を超えない場合 ● 本年2月に特別徴収されている方
	普通徴収	① 納付書 ② 口座振替	● 特別徴収にならない場合
75歳になり新規 に加入した方	普通徴収	① 納付書 ② 口座振替	※基準時に条件を満たす場合は、年度途中から特別徴収に移行する場合があります。

特別徴収(年金天引き)については、新年度の4・6・8月分は、前年度の2月の天引き額が仮徴収されます。その後、新年度の年間分の保険税(料)額が確定し、10・12・2月分に、年間分の保険税(料)額と仮徴収した額の差額が本徴収されます。

中には、前年中の所得の増加などに伴い、年間分の保険税(料)額が前年よりも増加し、仮徴収した額との差額が大きすぎて、10月以降が特別徴収(年金天引き)できず、普通徴収(納付書払いなど)に移行する場合があります。その場合は、7月中旬に送付した保険税(料)額決定通知書に納付書を同封しています。納付書を見落とし、納付が遅れてしまうことのないようご注意ください。

普通徴収(納付書払い)となった場合は、便利で確実な口座振替をおすすめします。口座振替を希望する場合は、納付書に記載のある金融機関で届出をお願いします。

なお、国保から後期高齢者医療保険に移行した方で、引き続き口座振替を希望する場合は、保険が変わるため、改めて金融機関で届出を行ってください。

○お問い合わせ 【本 庁】 住民課 国保係 ☎43-2800(課直通)
 【佐賀支所】 地域住民課 総合窓口第2係 ☎55-3112(課直通)